

学校法人等が直接、保育又は教育の用に供する固定資産に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について

学校法人等が設置する学校において直接、保育又は教育の用に供する固定資産（土地、家屋及び償却資産）に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります（地方税法第348条2項9号、第702条の2第2項）。

必要書類を添付の上、神戸市固定資産税第1～3課（土地・家屋）又は固定資産税企画課（償却）へ申告してください。

1 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた学校法人等が直接、保育又は教育の用に供している場合は、非課税に当たりません。

(2) 使用者

- 学校法人
- 専修学校又は各種学校（料理学校、自動車学校等）の設置のみを目的として設立の認可を受けた法人（私立学校法第64条第4項）

(3) 対象資産

次の①②の学校において、直接、保育又は教育の用に供する固定資産

- ① 幼稚園（認定こども園を除く）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校等）、大学、高等専門学校
- ② 専修学校、各種学校

※ なお、非課税の対象とならない固定資産の例

- 遊休の状態にあるものや、常態として他のものに貸付けているもの
- 職員用の駐車場や職員寮等、直接教育の用に供さないもの

2 非課税申告に必要な提出書類（次の書類を提出してください）

凡例	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	固定資産税の非課税申告書	
<input type="checkbox"/>	使用者が確認できる書類	• 法人登記事項証明（法務局）
<input type="checkbox"/>	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校であることを確認できる書類	• 設置認可証の写
<input type="checkbox"/>	非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	• 登記簿謄本、地積測量図、建物平面図等

※ 固定資産（土地、家屋または償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要書類

<input type="checkbox"/>	無料で貸与していることを証明する書類	• 使用貸借契約書の写 等
--------------------------	--------------------	---------------

3 申告書等の提出期限及び提出先

事実発生の日から 30 日以内に、神戸市固定資産税第 1～3 課へ申告書及び必要書類をご提出ください（市税条例第 35 条の 2 第 3 項）。

※ 資産の使用実態を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

4 お問い合わせ先

○ 土地、家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市固定資産税 第 1・2 課（土地・家屋） 固定資産税企画課（償却）	〒653-0042	神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号	078-647-9400 ※1

※1 お電話後、自動音声案内が流れます。物件所在の区に応じて担当部署にお繋ぎいたします。